

ブロッコリーの指定野菜への追加について

農林水産省農産局 園芸作物課 価格班

1 はじめに

野菜は、天候などによって生産量や品質が大きく左右される上、保存性に乏しく、出荷量を調整することが難しいため、卸売市場などに供給される量の多寡により、価格が乱高下しやすい特徴があります。こうした価格変動は、価格の暴落時には、生産者の所得が低下し、生産意欲の喪失や資金不足などにより再生産が難しくなり、価格の高騰時には、消費者が十分に野菜を購入することが難しくなるなど、生産者の経営の安定や消費者への野菜の安定供給に重大な影響を及ぼします。このため、野菜の価格を安定させることは非常に重要な課題となっています。

本稿では、ブロッコリーの指定野菜への追加の背景、目的について、野菜価格安定制度の概要も交えつつ御紹介させていただきます。

2 野菜価格安定制度の概要

「野菜生産出荷安定法」（以下「野菜法」という）に基づく野菜価格安定制度では、主要な野菜について、

①出荷の安定を図るために集団産地として形成することが必要な生産地域（指定産地）を定め、生産・出荷を計画的に推進するとともに

②野菜は天候により作柄が変動しやすく、供給量の変動に伴い価格が大幅に変動しやすいことから、著しい価格低落時には、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金を交付すること

等により、生産・出荷の安定と消費者への安定供給を確保することを目的としています。

指定野菜について

現行では、野菜法に基づき、全国的に流通し国民の消費生活上重要な野菜を「指定野菜」として14品目、指定野菜に準ずる野菜を「特定野菜」として35品目を定めています（図1）。

図1 野菜の品目

	葉茎菜類	果菜類	根菜類	果実的野菜	その他野菜	出荷量 (R4年産)
指定野菜 (14品目) 全国的に流通し、特に消費量が多く重要な野菜	 キャベツ ほうれんそう レタス ねぎ たまねぎ はくさい	 きゅうり なす トマト ピーマン	 だいこん にんじん さといも ばれいしょ			924万 t (78%)
特定野菜 (35品目) 地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる重要な野菜	こまつな、みつば、 ちんげんさい、ふき、 しゅんぎく、セルリー、 アスパラガス、にら、 カリフラワー、にんにく、 ブロッコリー、わけぎ、 らっきょう、みずな、みょうが	かぼちゃ、さやいんげん、 スイートコーン、 そらまめ、えだまめ、 さやえんどう、グリーンピース にがうり、ししとうがらし オクラ	かぶ、ごぼう、 れんこん、やまのいも かんしょ	いちご、 メロン、 すいか	しょうが、 生しいたけ	200万 t (17%)
その他特産野菜	うど、芽キャベツ、 モロヘイヤ、もやし等	とうがらし、とうがん等	くわい等		マッシュ ルーム	59万 t (5%)

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜生産状況調査」、「特用林産物生産統計調査」「食料需給表」

現在、ブロッコリーは「指定野菜」に準ずる「特定野菜」に位置付けられておりますが、今後、「指定野菜」に追加されることで、野菜価格安定制度に加入する指定産地等から事業対象市場に出荷されるものは、市場価格が低落した場合に、支給される生産者補給金等における補てん率等が嵩上げとなり、より手厚い支援が受けられることとなります（図2、図3）。

一方で、指定野菜となることで、消費者の皆様への安定供給の確保を図ることを目的とするという指定野菜の趣旨に鑑み、野菜価格安定制度の対象となる指定産地におかれましては、国が策定する「需要及び供給の見通し」「需給ガイドライン」を踏まえて生産・出荷を計画的に推進していただくことが求められることとなります。

図2 指定野菜価格安定対策事業と特定野菜等供給産地育成価格差補給事業との比較

	指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
対象野菜	指定野菜	特定野菜、指定野菜
産地要件	「指定産地」 面積：20ha（葉茎菜類等） 出荷割合：2／3	「特定産地」 面積：概ね5ha ^{※2} 出荷割合：概ね2／3 ^{※2}
拋出割合 ^{※1}	3：1：1 ^{※3}	1：1：1 ^{※4}
平均価格	過去6年間の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額	平均価格の90%	平均価格の80% ^{※2}
最低基準額	平均価格の60%（標準）	平均価格の55% ^{※2}
補てん率	原則90% ^{※5}	80%

※1 拋出割合は、国：都道府県：生産者。

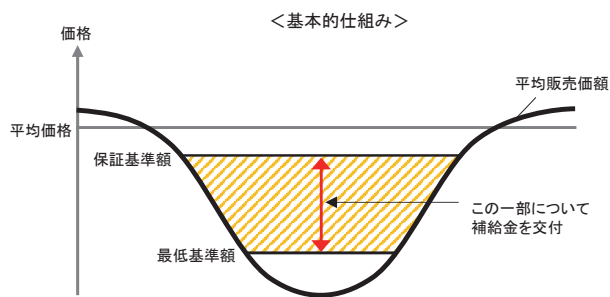
※2 特定野菜の場合の原則。

※3 指定野菜のうち重要野菜（キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさい）にあっては国：都道府県：生産者＝65：17.5：17.5。

※4 特定野菜のうちアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーにあっては国：都道府県：生産者＝2：1：1。

※5 産地区分に応じて70%～90%。

図3 指定野菜価格安定対策事業の仕組み



野菜価格安定制度には複数の事業がありますが、野菜の種類により「指定野菜」を対象とする事業と「特定野菜」を対象とする事業に分けられます。また、取引形態により卸売市場出荷を対象とする事業と契約取引を対象とする事業に分けられることから、大きく四つに分類されます。これに加え、指定野菜の一部において、著しく価格が低下したときに出荷調整の取り組みに対する経費の一部を補助する事業があります。

3 ブロッコリーの需給動向について

（1）我が国のブロッコリーの生産動向

ブロッコリーの歴史についてさかのぼってみますと、わが国にブロッコリーが導入されたのは明治初期とされており、栽培が一般に普及したのは第二次世界大戦後、食生活に広まったのは1970年代とされています。

野菜生産出荷統計（農林水産省）および家計調査（総務省）においてブロッコリーが対象となったのは、それぞれ1989年、90年と比較的最近ですが、平成2（1990）年と比較して令和5（2023）年には出荷量が7万7000トンから15万6000トンと約2倍、一人当たり購入数量が540グラムから1600グラムと約3倍に、それぞれ急激に増加しています（図4、図5）。

全体の傾向として、野菜の消費量および出荷量は減少または横ばいであることとは対照的に、健康志向のさらなる高まりも背景にブロッコリーは消費量・出荷量ともに大きく増加し、他の指定野菜と比較しても遜色ない量になっています。

図4 ブロッコリーの年別出荷量の推移（1989～2023年）

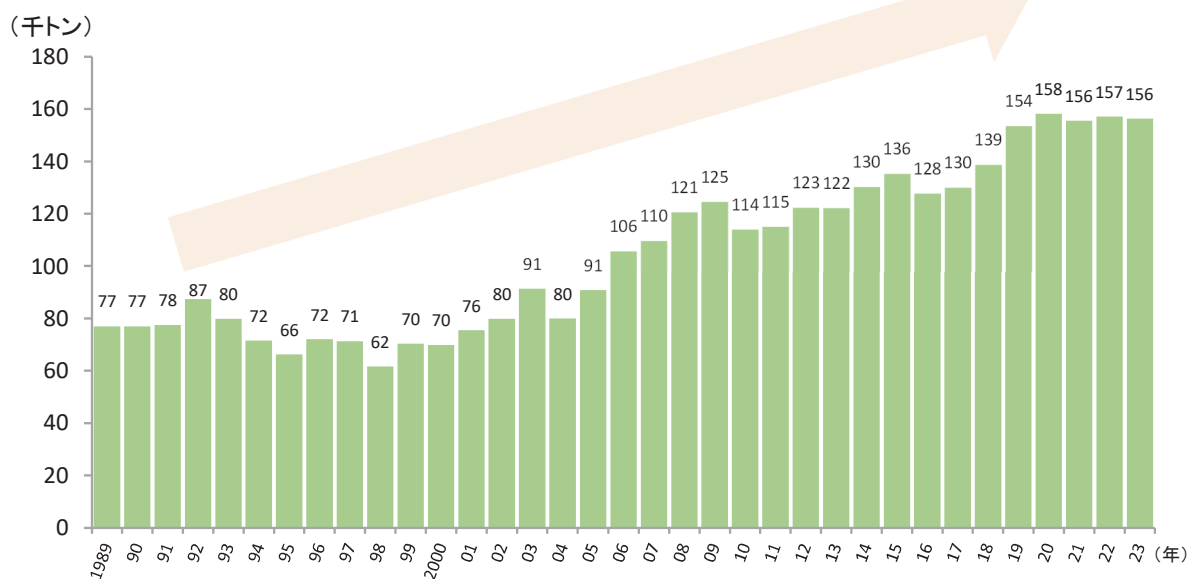
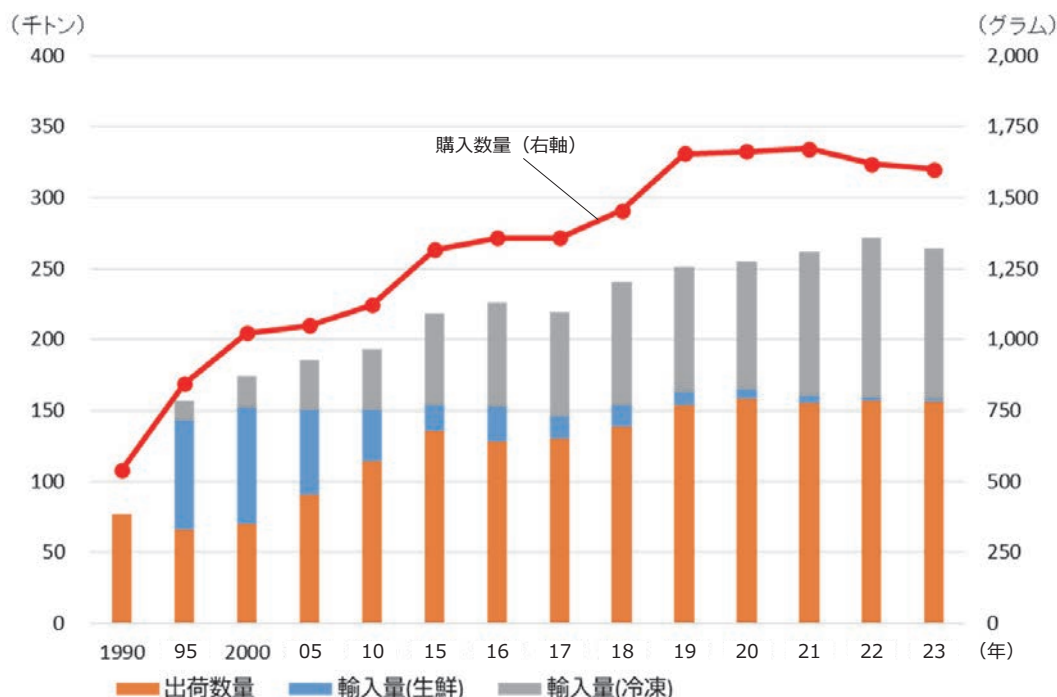


図5 ブロッコリーの出荷数量、輸入量(生鮮および冷凍)、購入数量(右軸)の推移



資料:野菜生産出荷統計(農林水産省)、貿易統計(財務省)、家計調査(総務省)

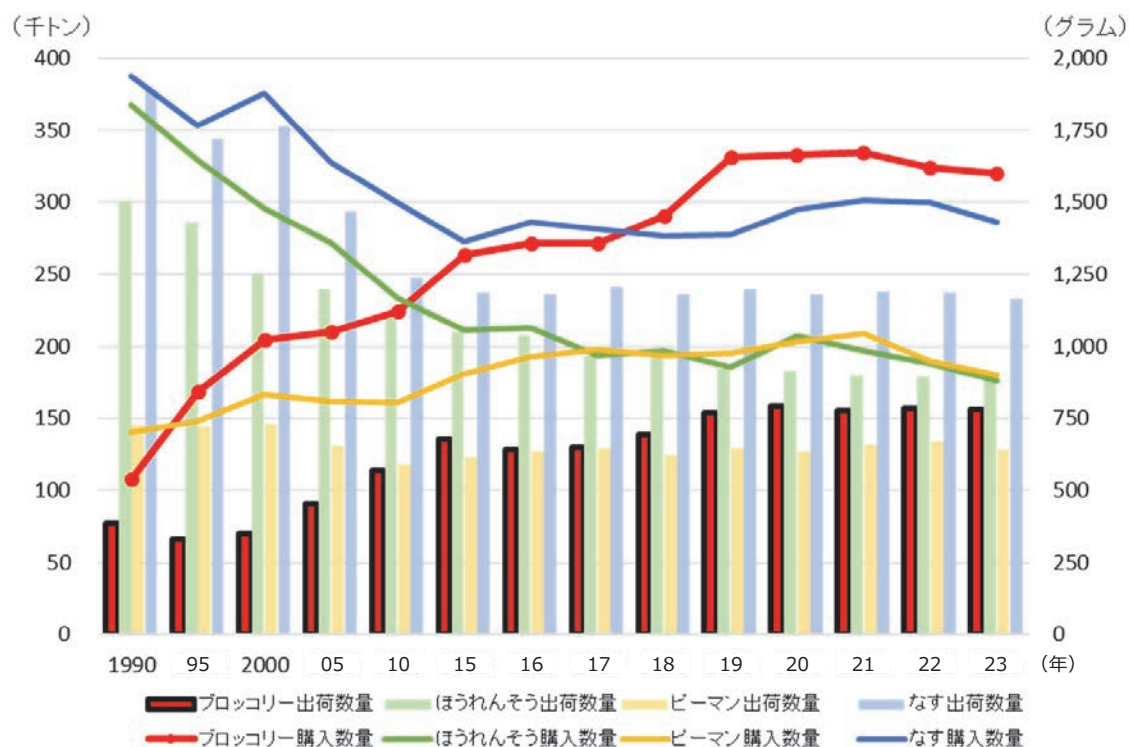
(2) ブロッコリーの指定野菜への追加経緯について

このように、近年、全体の傾向として、野菜の出荷量が減少している中、ブロッコリーの出荷量は増加傾向にあり、他の指定野菜に引けを取らない水準にまで増加しています(図6)。また、加工・業務用を中心に冷凍輸入品も多く利用されるなど、需要が高い品目となっております。加えて、近年のブロッコリーの価格変動を見ても、価格変動の幅が比較的大きいことから、主要産地より、計画的な生産・出荷体制の構築による価格低落の抑制及び価格低落時の支援の必要性が示されるなど、生産面での対策の強化の必要性が示されておりました。

国民消費生活と生産者の経営、双方の安定を図る観点から、安定供給の確保に向けて計画的な生産・出荷を確実に進めるため、ブロッコリーを指定野菜に追加することとしました。

ブロッコリーの指定野菜への追加に当たっては、政省令を令和6年度に改正して公布しており、令和7年度に産地における準備、手続きを進めていただき、令和8年度から指定野菜への追加、野菜価格安定制度における指定野菜としての運用が開始されます。産地におかれましても、指定産地となることに向けて手続き等を進めていただいているところもあると存じますが、諸手続き等不明な点がございましたら、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

図6 主な指定野菜とブロッコリーの出荷数量(全国)と一人当たり購入数量(右軸)の推移



資料:野菜生産出荷統計(農林水産省)、貿易統計(財務省)、家計調査(総務省)

4 おわりに

近年の異常気象の影響等により、野菜の供給等が不安定化しておりますが、市場・流通関係者からのブロッコリーの安定供給の期待は大きいものと承知しております。産地におかれては、今回のブロッコリーの指定野菜への追加に伴う指定産地の形成から計画策定などに取り組んでいただく中で、是非とも需要に即した生産、安定供給の取り組みを推進していただき、国内のブロッコリー生産を牽引していただくことを期待しております。消費者の皆様への国産野菜の安定的な供給を目指し、私ども農林水産省もブロッコリーの生産を後押しできるよう取り組んでまいります。